

『免兵法之記』にみる武道の教育・指導について

瀧元誠樹

一、はじめに

平成二十四年度から中学校保健体育において武道が必修化された。中央教育審議会の答申により、武道を中学校保健体育において男女ともに必修化する方針が出されたのは、平成十九年だったが、いよいよ必修化されるという頃になって、教員の武道種目に関する指導力不足の懸念や武道を実施するにあたっての危険性などが問われていたように思う。確かに、武道授業で中心的存在となる柔道は、学校管理下において最も死亡事故の多い種目である。内田良⁽²⁾によれば、昭和六十年から平成二十年までの間に中学校と高等学校をあわせた学校管理下における体育授業ならびに部活動において百十四件の死亡事故が発生している。平成十三年から二十二年までの十年間での死亡事故の発生率では、二番目に多いバスケットボールの六・二倍になるといえるのであるから、柔道を授業実施するにあたり安全確保が声高に言われるのは当たり前であろう。そこへ今年度に入ると、柔道・女子日本代表チームにおけるハラスメント問題や、バスケットボール部という別種目ではあるが、学校管理下における体罰問題が大きく取り上げられ、あらためて武道の教育や指導について問い質されることになった。

ここで、武道が中学校保健体育において必修化された経緯をあらためて確認しておきたい。昭和六十二年の教育

課程審議会答申で、国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視することが示される。さらには、諸外国に誇れる我が国固有の文化として、歴史と伝統のもとに培われてきた武道を取りあげ、その特性を活かした指導が出来るようにすると告げられた。それに伴い、翌六十三年には、学習指導要領が改訂され、それまで格技と総称されていた柔道や剣道などの運動領域名が武道に変更された。そして、平成十九年には、武道の必修化の方針が立つわけである。

歴史と伝統のもとに培われてきた武道の教育を通して、武道の特性を活かした指導が出来るようにするという。それから一世代を経ての武道必修化なのだから、当然指導者育成は進んでいいはずであった。

また、この答申の出された同じ年に、日本武道協議会は、『武道憲章』を制定しているが、第五条に「指導」という項目が立てられているので、確認してみよう。その条文は次のとおりである。

指導に当たっては、常に人格の陶冶に努め、術理の研究、心身の鍛錬に励み、勝敗や技術の巧拙にとらわれることなく、師表にふさわしい態度を堅持する。(一)

この『武道憲章』は、広く武道に関する条文を定めているわけであるから、保健体育教員や学校部活動指導者だけを対象としているわけではない。けれども、学校において武道を指導するにあたっての心構えとして上位に位置づけてよいだろう。

教員や指導者は、生徒はもちろんのこと保護者や地域の人々に対して模範となるにふさわしくならなければならない。武道も競技スポーツの側面があるため、勝敗にとらわれやすくなってしまい、生徒を鼓舞するためにも強い

言動や振る舞いが起きてしまうのかもしれない。ときにはそれが体罰にまでつながってしまうのだろうが、それは許されるものではない。体罰についての考察も大切ではあるが、本旨からずれるためこれ以上は踏み込まず他に譲ることにする。

いずれにせよ、武道教育を推進するにあたり、十分に指導内容や技術は検討されてきてはいた。ただし、もしかするとこれまでの武道界でまかりとおってきた指導が踏襲されてきたとも考えられる。当然のことながら悪い体質は改善されなければならないが、伝統的な指導方法を全否定する必要もないはずである。というのも、歴史と伝統のもとに培われてきた武道を取りあげ、その特性を活かす教育を推進していくように、武道界には推奨される伝統文化が蓄積されているのだから、それを紐解きながら改善を図るのは有益だろう。歴史は、現在を捉え直し、将来を見通すための指針になるのだから、先人の知恵に耳を傾けるのも一考である。

そこで本稿では、文化・文政期頃に書かれたとされる藤原敬信述の『免兵法之記』^③という武芸伝書を取り上げて、教育・指導に関する叙述を読み解き、武道の教育・指導について考えていきたい。『免兵法之記』をテキストとするのは、江戸時代に書かれた多くの武芸伝書の中で、師の在り方、教育・指導の在り方についての叙述がとりわけ多いという特徴があるからである。

武芸伝書として著名なものとしては、宮本武蔵の『五輪書』や柳生宗矩の『兵法家伝書』、沢庵禅師の『不動智神妙録』をはじめ、佚斎樗山の『天狗藝術論』、小出切一雲の『夕雲流剣術書』などがあるが、その内容のほとんどが修行する本人の技術や心の在り方を説くものである。『免兵法之記』をはじめて公刊した渡辺一郎編の『武道の名著』^④には、剣術から柔術、弓術など多様な二十の武芸伝書が採録されているが、その中でも師の在り方や指導における留意点を扱ったものは、この他に『関口流柔術極意書』と『藝術二葉始』の二つしかなく、しかも、それぞれ数行

にわたる記述があるのみであった。

それに比べて『免兵法之記』は、「師之心得之事」と題する項目から始まり、「稽古之次第之事」など稽古における留意点についても修行者本人だけでなく指導者側からの視点が多く、全二十篇に渡り藤原敬信の教育・指導論が事細かに説かれていると言えよう^(五)。

そこで以下では、特に師の在り方や教育・指導論を論じていると考えられる七項目と、稽古者側の内容ではあるがやはり教育・指導上の留意点として注目できる三項目を取り上げ読み解き、『免兵法之記』に描かれた武道の教育・指導について考察していく。

二、師の心得を読む

二―一、師之心得之事

『免兵法之記』は、まず「師之心得之事」と題された項目から始まる。このことから藤原敬信がいわゆる技法や心法など修行者自身に求められる武芸の解説書としてだけでなく、教育・指導の視野に立って本書が描かれていることが読み取れる。そして、その冒頭では、流派の師たる者は、必ず伝承されてきたものを違えることなく教えるなければならないことを説く。その後には、時流を受けているのか、依怙最良やいわゆる賄賂などの不正を働かないように戒めている。それでは、藤原敬信の言葉をみていきたい。

諸藝術を学び一流の師たる者可^ニ心得^一事。第一、先師^ヲ傳來の意味聊^モ不^レ違^ハ様に教^フ事本意候。流は只一ツにして、師は萬人に渡る故、賢愚の沙汰も可^レ有^ル之候得共、流儀の躰は幾世をふる共たがふ事なきものなり。若流の躰違事有ば、其師の作意に候間、習之事理少も不^レ違^ハ様に可^レ致^ス教導^一事肝要候。(六)

諸芸術を学び、その流派の師たる者は、先人から伝承されてきた意味や流儀の型(躰)をほんの少しも違えることなく教えなければならぬ。師となる者は何人と現れるだろうが、師が変わろうとも伝承する流派は一つなのでから不変としなければならぬ。もし流儀の型が違うことがあれば、それはその師が自分勝手に作意により改変されたものである。そのようなことがないように、教授内容の技と理法を少しも違うところがないように、教え導くことこそ肝心である。

勿論、門弟の親疎によらず、たとひ親子兄弟たり共、毛頭依怙最^ニ眞なく、義を専らとし、門弟中の賢愚を撰^ズ一統に順和せしめ、己れ^ヲ勝る弟子をも取立を師の誉とし、流儀の賢盛を可^ニ心掛^一事。(七)

もちろん、弟子との関係の親疎の隔てなく、たとえ親子兄弟といえども、少しも依怙最^ニ眞することなく、義を専らとして、どのような弟子であったとしても一様に教えるようにしなければならない。自分よりも優れている弟子を持つてゐることを師の誉として、流儀の隆盛をはかるように心掛ければならない。

偕又專嗜むべき事は、藁苞にて国傾^クと申^スたとへのごとく、金銀衣食に迷ふ未練至極の賊心をのぞかざれば、

終には大切な事も賣物同然に取扱様に成行事多々有^レ之儀、不^レ及^二是非^一次第候。依^レ之、師の心底不^レ正^シカ^ラレ
ば、流儀を穢事目下候。此段を能々考^へ可^レキ慎^ム事專^一候。(八)

それからまた慎まなければならないことは、賄賂の横行により国が傾くという例えのように、金銀衣食によって
惑わされるよこしまな心をなくさなければならぬ。そうでなければ、しまいには流儀にとつて大切なことも売り
物同然に取り扱うようになってしまうことがある。師の心が正しくなければ、流儀を汚すことになってしまう。こ
のようなことのないように慎むことが大事である。

二―二、作意之事

「作意之事」では、前項でも取り上げていたように自分勝手に型の解釈をしたり、技法を変えたりする作意を戒め
ている。しかも、作意を抱く者には「折檻を加へ」るように述べていて、作意を抱くことを相当に強く戒めている。
この点は、留意しておかなければならないが、『免兵法之記』全体を見渡す限り、このような強い戒めが示されてい
るのは二か所だけである。そして、基本的に藤原敬信の姿勢としては、師の徳と義によって教え導くことを説いて
いる。このことと併せて「折檻」について考えねばならないだろう。

心氣素立、事理吟味の位に至り、自然作意有^レ之物候。此作意出来候得ば、本道は必捨る物候。縦ば師の教には
爰はひかへよと習候得共、其通^ニ而は我心に不^レ叶候付、少脇にひらき候がよきなど、余事も凡如^シ此。教を一應

は用たる様なれ共、真実の志無_レ之故、我意を専_レといたし、師の教は別之事に成し、我氣隨い斗りをたて候故、後には本道なくなる者也。然ば作意は、諸藝稽古筋之妨無_キ此上_一事候。(五)

心や気が育ち、技や理合いを吟味できるほどの段階にいたると、自然と作意、つまり自分なりに考えたり工夫したりする意識ができてくるものである。しかし、こうした作意ができてしまうと、正しい道は必ずと言って捨て去られてしまうものでもある。例えば、師の教えでは「ここは引きなさい」と習おうとも、その通りには得心できずに「少し脇を開いたほうがいい」などと考えてしまうことがその例である。教えを一応は守っているようでいて、真実の志がないために自分の考えを専らとして、師の教えは別のこととし自分で気づいたことばかりをしてしまう。そのため、後には正しい道を失ってしまうのである。そうだからこそ作意は、諸芸の稽古の筋道を妨げることこの上ないのである。

師としては、一から十迄之事を心に含致_二教導_一事に候得ば、何れの心_二而教なし候や、弟子たる者の、殊に漸合方等覚候位にて、師の教之意味を推察叶べきよふ無_レ之候。只差立りたる所のみ思ひ当る浅智_を生る事にて、意味の深長なる義は見へざる故、させらざる事共を面白思ひ、物ずき多く、そのくせ半迄も致届ざる物候。畢竟丈夫なる思ひ入なき故に候。此智に邪おふければ佞奸の者たるべし。(六)

師としては、一から十までのことすべてを心に含み教え導いているのだから、どの心に教えがないことがあるか。弟子たる者は、特に斬り合う仕方などを覚える段階になったからといって、師の教えの意味を自分なりに推察

しても、叶うわけがない。というのもそうした推察は、さしあたり思い当たる浅知恵から生じるものであり、意味深長なる意義は見いだせない。大したことでもないことを面白く思うもの好きも多く、そのくせ道半ばまでも届かないようなものである。結局は、丈夫なる思い入れがないから、そうなるのである。こうした浅知恵を働かす者は邪心が多いので、従順のようであり、心の中は悪賢くねじけている者なのである。

ケ様なる者も、師の取立様にて、兼日の行跡より折檻を加へ、義を守り、実を専らとする事を教なさば、善人共可成候。兎角作意は実なく、義なき所を生ずる事候。右躰之者、其流に加り居候得ば、自然と門弟中の風義悪くなるのみならず、後には流義を穢す程之事出来する物候。如レ斯者も、師の徳義によつて、行跡を教導し、事理合對の善道に仕立事、誠に其流の可レキ為ル廣徳也。千二

浅知恵を働かすような者も、師の取立ようによつては、つまり、日頃から折檻を加え、義を守り、実を専らとすることを教えていけば、善人ともなるだろう。ともかく作意は、実もなく、義もないところから生じることである。作意を働かせ、浅知恵を持つような者が、その流派の門にいとすれば、自然と門弟中の風儀は悪くなり、そればかりか後には流儀を汚すほどのことが起きるだろう。そうした者であっても、師の徳と義によつて日頃の行いから教え導き、技と理合いの一致した善き道に仕立てること、それこそその流派の広い徳となるべき事柄である。

二一三、和らみの事

本項では、技を行う際に身体を柔らかくすることの大切さを説いている。ここでは、相撲取りや弓を射る時の話題、または、鞭の手入れや火打石で火をおこすときのことなどの話題を取り上げながら、身体が柔らかくあるべきことを解説し、いかにそれを教えるかまで説いている。その教え方の個所を次にみていくことにする。

和らみ、最初^レ専と教候事、不^レ宜覚候。依^リ流儀^ニ、和らみを第一と致し候事有^レ之と見へ候。^(十二)

流儀によつては、和らみを第一としているものがあるようだが、最初から専らと教えることは宜しくないと覚えておくように。

又、人の生れ付により、體和らかなる有。又かたくろしき有。しなやかなる生付は、初重に手数等教^フには、馴々敷直し能、殊に像もすなを見ゆる物候。此故に、只和らかにさへ有^レ之ば、末はいか様にも宜敷上達する事の様に思慮し、専和らかなる振舞を好と見へ候。又かたくろしき生付は、それに代りはるかに直しがたく、手数等覚さすにもこわくる敷、引直すにしたらしからず。最初はもてあつかふ程に有物故、漸手数等をおぼへさせ、身形の定る迄の事を思ひ、和らかに致させ候事も可^レ有^ル之候。^(十三)

また、生まれつき身体の柔らかい者もあれば、固い者もある。柔らかくしなやかなる者は、はじめ手数を教えて

いく際にすぐになれて直しやすく、姿勢も素直に見える。このために、柔らかくさえあれば、あとはいか様にも上達していくだろうと思ひ違ひし、専ら柔らかな振る舞いを好むと見える。

逆に、堅苦しい者は、柔らかな者と比べてはるかに直しがたく、手数を覚えさすにしてもぎこちなく、直そうにもうまく慣らせない。最初は取り扱ひにも困り、ともかく手数を覚えさせて、形の定まるまでのことと思ひ、柔らかくさせることもある。

手数を覚、身形の出来候迄の事は兎も角も、一体強ミを致し抜けざれば、まことの和らみは出来ぬ物候。強みを致しぬげざる和らみは、弱みの至極と知べし。鎧・劔術に不_レ限、相撲をとり候にも、先以剛勢を尽し、力量の強みを随分と致させ、其者の情一ぱい強みを致_レ候上にて、和らかなる仕形を教る由候。千四

手数を覚え、形が出来るまでのことはともかくも、そもそも力強さを身につけてその強みや力みを抜くことができなければ、本当の柔らかさはできないのである。力の配分、緩急の呼吸十五を身につけられない段階での柔らかさは、弱みの至極と知るべきである。鎧や劔術に限らず、相撲を取るにしても、まず剛勢をつくし、力強さを十分に身につけさせ、そのものの精いっぱい力強さをしつくした上に、柔らかな形を教えるようにすることである。

二一四、無理之事

次は、「無理之事」をみていきたい。前項では、本当の柔らかさを身につけさせるためには、精いっぱい力強さ

をしつくす必要があると述べていた。しかし、そうは言うもののやみくもに力を入れていけばいいというものではない。理にかなわない、術理の無い動きをさせてはいけないことを、前項に続けて本項では説いている。さらに、その無理にも稽古者の心の持ちようによって差異があるため、それを見極めて指導することを求めていることに、注目しておきたい。

我慢が生ずる無理に候はゞ、無理を出す所を骨髄に徹する程に取詰べし。偕又、下た手の者と夢々出会致さすべからず。下た手の者へは、猶無理を致よき事候。下た手の者は心に無理と知りながら、捌方ならぬ故、無理にて仕込らるゝ、三付、後には無理も尤の様に初心なる輩は疑付事候。依レ之道を失ふこと有レ之候。殊に我慢之無理は甚嫌ふ事候。(十六)

我慢から、つまりは我意を張つての強情さから生じて無理をするならば、その無理を出すところ、すなわち自分勝手に我意を張るその性根を、骨身にしみるまで厳しく責めて改めさせなければならぬ。

また、そういう者には、その者よりも下手な者を相手に練習をさせてはならない。下手な者には、無理なことをしやすいためである。また、相手をさせられる下手の者にとつては、それが無理なことであると知ったとしても、未熟なためにその無理な技をさばくこともできず、やり込められてしまう。その後には、無理であっても技として成り立つのかと初心者は誤って覚えてしまう。これにより正しき道を踏み誤ってしまうことがある。したがって、我慢から生じる無理は好ましくないので避けるべきである。

臆病氣付、惣躰に屈託なる所生じ、心氣縮る所を無^ツ為方一して無理生る事有^レ之候。此無理には、我方下たと覺る者と無理道理の吟味に不^レ渡、ひたもの致執行^二候得ば、下た手を相手と致し候故、非も利も我致所道理斗りの様に思ふ心相生候。此心生じ候に隨て、臆病氣も屈託成所もいつとなく除物候。^{千七}

臆病氣がついて、何かと気がかりなことがあり、心が縮みこんでしまふところからどうしようもなくなつて理にかなわないことをすることがある。こうした無理をしまふ者には、その者よりも下手な者と相手をさせるとよい。さらに、無理をしているのかどうか、道理になつていないのかどうかなどの吟味をさせることもなく、ただひたすらに練習をさせればよい。そうすれば、下手な者を相手にしているからこそ、上手くないことも上手くないことも自分のすることによるものと判る心持ちが生じてくる。この心が生じるのにしたがって、臆病氣も、何かと気がかりだったことも、いつとなく消え失せているものである。

爰にて必乘氣生候。此圖を不^レ除、一段も二段も越候上手を相手にして執行いたさすべく候。(中略) 一二段越候者には、進退虚実の振舞不^レ任^三所存^二、まして頃日迄曲付候無理さへ得ならぬ事候。此跡を教導して、爰は無理に付如^レ此致候、夫は道理に付尤の業候と、修行に力を付、理非の差別明白に教取立候は、愚智なる者も解得し、本道の執行に至る物候。^{千八}

そうすると進んでやってみようと乗り氣が生じてくるので、この機会を逃すことなく、次はその者よりも一段も二段も上手な者を相手に練習させるべきである。一段も二段も上手な者には、進退虚実の振る舞いなど自分の思い

通りにいくものではなく、まして日頃から癖がついてしまった無理な動きさえ封じ込められるものである。こうした状況になってから、「ここは無理な動きだったからこのようになった」、「ここは道理にかなっている技である」と教え導き、修行する過程に力を授け、道理にかなっていることと間違っていることの差を明確に教え諭せば、愚者であろうと知者であろうと納得し、正しき道の修行が出来るといえるものである。

氣勝なる者の無理は、無理の吟味より心氣の治りを専に可_レ教候。其教は、氣勝なる儘に任せて、無理過候得ば、後には元空に成物候。此故に、人の表裏に乗り安く候。表裏に乗り安き者は、其身相應の不覺を取事有_レ之候。心氣さへ治り候得ば、自然と無理は除物候。十九

負けん氣の強い者の無理は、無理の吟味よりも心や気持ちの治まりを専ら教えるべきである。その教えは、「勝氣のままにまかせて、理にかなわない動きをしすぎてしまえば、その動きは、理合いも相手との駆け引きも何の意味もない空っぽなものとなってしまふ、だからかえって相手の表裏、思惑に乗りやすくなってしまふ。相手の表裏に乗りやすい者は、その身に不相応な不覺を取ってしまうものである」というもので、心氣を安定させられたならば、自然と無理なことはしなくなる。

事理合対の位に至り、乘氣出来候所_三而無理生る事_三これあり候。乘氣出来候事は、段を越際に付物候。得と一段越候得ば、修行の上達に隨て、己れと無理と云事を合点致事に候。依_レ之、得と一段越候得ば、無理は除事候。二十

技と理合いが合致するような腕前になって、乗り気が出てくるようになると無理が生じることもある。特に、腕前が一段と上がるときに、乗り気は生じやすいものである。しかし、しっかりと一段上がってしまえば、修行の上達したがって、おのずから無理をしていると合点いくものである。だから、しっかりと一段腕前が上がれば、無理はなくなる。

二―五、直しかたの事

ここでは、誤りをどのように直すのか、その直しかたについての考え方をみていく。この項では、一つめに医師や御者（馬の調教師）の例に倣って、表面上の誤りを直すのではなく、その誤りが生じた発端や心身の状態を見極めることの大切さを説いている。武術における技は、身体の運動ではあるが、身体単独で働くのではなく心と共に働くと考えられる。多くの武芸伝書が技法のみならず心法を説いているのはそのためであるが、形を直すためには、心も知ることが大切である。このことは例えば、『関口流柔極意書』でも説くところである。(二五)そして、もう一つには、武術は生死にかかわるのだからこそ、少しも誤りを見落とすことのないようにしっかりと見極め、注意を行き届かせることの重要さを説いている。

諸藝を教、直しかた致事は、醫師の病を治することくに致候はねば、本筋に致届ぬ物候。たとへば、頭痛を治るに、白人は頭痛の事のみいたし、病根にもとづかざる故、彼是と致候内に、體はおとろへ病は盛んになり、終には醫術の不及様に仕なす事も可し有之。又名醫は虚実顕隠之差別、掌を差がごとく、明白に思慮に渡る事故、

其根本に取付致^ス療治^一。偕同じ薬種にても、可^レ用時分を考へ用ひ候故、忽に致^ス平癒^二事と被^レ存候。藝術の直し方も其ごとく、曲の発端を見付て、其根本を直し、本道へみちびく物候。然ば、初重より段々稽古之次第を記す所の藝術の曲に、此醫療之理合を引合、薬違なき様に諸の曲本復致さすべく候。薬の違事は、見立の違ゆへ候。直し方も見立違候得ば、本道に違様に教なす物候。(一七二)

諸芸を教える際の直しかたは、医師が病気を治すようにしなければ、直らないものである。例えば、頭痛を治すのに、素人は頭痛のみに対処し、その痛みのもととなる病根に基づかないため、あれこれとしているうちに、身体は衰え病気は進展し、しまいには医療の及ばぬようになってしまうこともある。それに対して名医は、虚実顕隠の差別、つまり症状の表れているところとそれに関連し表面上は見えないところにまで掌をさがごとく、明白に思慮に渡り探り、その病気の根本にいたりつき治療を施すのである。同じく薬を施すにしても、使うべき種類や時間帯までを考えて用いるので、確かに治癒させられるのである。

芸術の直し方もそのように、癖や誤りの発端を見つけて、その根本より直すならば、正しい道へと導けるのである。そうであるならば、初めより段々と稽古の次第を記すところの藝術の癖を、この医療の理合を引き合いにして薬が違ふことのないように、もろもろの癖をすっかり直させるべきと考える。薬の違ふとすれば、それは見立てが違ふからである。直し方も、見立てが違えば、正しい道から外れるように教えているものとなる。

たとへば文字等は、一点一畫の誤りは上下之手^一尔^二葉^三而、当読にても済ことも可^レ有^レ候得共、武術の直方は至而

大切なる事候得ば、一足一合の事は扱置、目まじする程の間之事も違所有之候はゞ、生死せつだんの場にのぞみては、文字の当読の理にて難叶候。稽古の内にて、いかほど真実粉骨を尽といへ共、一命存亡の場程之義に不に至事は人情の常に候。一命存亡の期に至りてならで、真実の働は出間敷候。此時に至りては、人心実に明鏡のごとく可有之、若一塵の曇りにて、五尺の體を可損損ば、師弟多年之辛苦を尽せし益なきのみならず、流義の名迄穢す事、無勿体候。常々明鏡一塵之曇りを如拂、深く約かに教可習候。二十三

例えば文字の誤りなどは、一点一画の誤りは上下のてにをはにて、当て推量で読み済ませることもできるけれども、武術の直し方で大切なことは、一足一合のことはもちろんのこと、瞬きするほど短い間のことでも違ふところがあるのならば、生死のかかった場に臨んでは文字の当て推量で読むことのようにはかなわないうことを肝に銘じることである。稽古のうちに、どれほど真剣に力の限り努力しつくしたとしても、命のかかった存亡の場ほどには至らないのが、人情の常というものである。しかし、命をかけたように稽古をしないで、真実の技は起きないというものである。

命を懸けた戦いでは、心が明鏡のようになるべきである。もしも一塵の曇りがあるために、身体を損傷するようなことがあれば、長年苦勞を重ね修行をしつくしてきたかいないのみならず、流儀の名までも汚すことになり、もつたないことである。つねに、明るい鏡のごとくあり、一塵の曇りを払うごとく、深く忠実に教え、習うべきである。

二一六、器量無器量之事

本項では、稽古者の資質を、器量と無器量とに分けて、その特質と稽古方法について説いている。実際のところ稽古者の資質は、簡単に二つに分けることはできないだろうが、同じことを教えるにしても、稽古者の心や資質を見極めて、適宜工夫することを説いているところは注目しておきたい。

諸道致稽古に、器量有之候方宜事候。しかしながら道を致し修行一物を約に致候事は、十にして六七迄は不器量なる者致とげ候。器量にして事を成就せざるよりは、不器量にして事を致とげるがまさるべく、器量なる者は、不器量者の十度に致候事を、三四度にても致おふする義候。依之、物事くわしからず、間には不都合なる事共有之物候。又、不器量なる者は、惑ひ多く、ことごとくの様に行詰りて、人に導れて、漸合点行事故、器量なる者の一度に致覚候事を、幾届もいたし、精魂を尽して習届候故、善悪之意味得と熟得する物候。また器量なる者は、事の委敷には不渡共、人のならぬ程の事を見事に致す物候。人のならぬ程のことを見事にいたさんよりは、不器量にしても人の成るほどの事を辛苦を尽して致し修行一、業理相違なき様に務る事、道にかない候。二三四

多くの道において稽古するのに、器量がある、つまりその道にふさわしい能力があるのは良いことである。しかしながら、その道を修行していくものごとを注意深く忠実にこなしていくのは、十のうち六から七までは器量のない者がやり遂げている。器量だけでも成就しないよりは、器量がなくても事を成し遂げるほうが勝っている。器量のある者は、器量のない者が十回行ってようやく出来ることを、三から四回で出来てしまうものである。これに

より、器量のある者は物事に詳しくなく、ときには不都合なこともあるものだ。

また、器量のない者は、悩み惑うことが多く、事あるごとに行き詰まり、他の人に導かれてようやく合点がいくものだから、器量のある者が一回で覚えてしまうようなことでも、何遍も繰り返し、精魂尽して習い覚えていく。そうであるからこそ、かえって善悪の意味をもしっかり熟慮して獲得していくのである。

また、器量のある者は、物事を詳しく通じなくても、普通の人ができないようなことを見事にしてしまうものである。普通の人ができないようなことを見事にできるよりは、器量がなくても普通の人ができることを辛苦尽して修行し、技と理合いに相違ないようにきちんと出来ることの方が、道にかなっているのである。

偕、取立様は、器量なる者は得方の事を致させず、不得手の事をさきに可_レ教。又不器量なる者には、不得手の事をいたさせず、得手の事を得と執行いたさすべく候。得手の事を得と致覚候得ば、其心を取、不得手の事にも畢竟して合点行物候。又器量なる者、不得手の事を先に致させ候得ば、不得手の事故、夫是と鍛練致に付て、得手の事をも、ケ様なる意味、此様なる訳も有_レ之と存付せて、稽古之根入ふかく致さすべきために候。器量なる者は、己れが器量まかせに、深く探練にわたり兼る故、右のごとくいたし候得ば、無_レ抛道に委くなる物候。依_レ之、兎角平日之行跡より、取立の筋宜候はゞ、実に千里ののふに至る一物可_三出来_ス、專取立に可_レ依事候。(二五)

さて、稽古の際には、器量のある者には得意なことをさせないで、不得意なことから先に教えるべきである。

また逆に、器量のない者には、不得意なことはさせないで、得意なことをしっかりと行わせるべきである。得意なことをしっかりと覚えていけば、その要点をもって不得意なことでも結局は合点がいくものである。

器量のある者に不得意なことから先にさせていけば、不得意だからこそ、あれこれと鍛練していくことになり、得意なことでも「その技の意味はこうである」、「こういう意味もある」と説明し十分に理解させていきながら注意深く稽古させられるのである。器量のある者は、その能力に甘んじて深く掘り下げて技と理合いを練っていくことをしないので、このようにすれば、道に詳しくなるものである。

とにかく、普段の行いから取立て方が良ければ、一日に千里も疾走する才能を持つ駿馬のように秀でた者が出てくるので、このように稽古者を見分け指導すべきである。

二一七、習之事

本項で示されている「習」は、これまでに用いられていた習^{二五五}とは違い、秘事や奥義という意味合いで用いられている。そして、秘事や奥義としての「習」は、軽率に教えるものではなく、適した機会に教えるべきであると説く。これは、『藝術二葉始』においても、初心者のうちには特に技よりも理合いが先に立つと迷いも生じ、不相応に高い段階へ登ろうと性急になりがちなので、適宜順序立てて教えていくことの大切さを説いていた^{二五七}ことにも通じよう。

習は卒尔に教ざるが、習候。習を軽々敷教候得ば、流義の躰手薄くなり候。扱又、習を猥りに教る事は、其師の業ふつ、かなるゆへ候。業を以て得心する様に教候得ば、習事おしゆるには不_レ及候。習は理を能究たる物に候得ば、業は不_レ叶共、そろ／＼と致見せ候得ば、尤なる事故、習者も一應は感得致物候。去ながら、いかほど心に

感得したる共、業に叶わざれば、却而迷ひ生ずる物候得ば、大切なる習も無益のみならず、流儀の乱と成基に候。二五

「習」は、軽率に教えないものが「習」である。「習」を軽々しく教えるようであれば、流儀の体が手薄くなってしまう。それからまた、「習」をみだりに教えることは、その師の業が行き届かない不調法だからである。技をもつて得心する様に教えれば、「習」を教えるには及ばないものである。「習」は理合いをよく究めたものごとだから、技がかなわずとも、そろそろとして見せてみれば、もつともなごのため、習っている者も一応は感得するものである。しかしながら、どれほど心に感得したとしても、技が伴わなければ、かえって迷いが生じるもので、大切な「習」も無益になるのみならず、流儀の乱れとなる基とも言える。

習事は不レ教共、稽古之功績候得ば、自然と生る物候。其凶を不レ逸教る事候。習は人の思ひ寄ず、工夫探練にも得がたき事故、秘密に致事候。傳を請候得ば、尤至極なる事ゆへ、闇夜に燈を得ることく、末期迄も照りかゞやき、致崇敬一候。此通りに仕立候義は、先師の辛苦無レ限事にて可レ有レ之候。殊に秘事は末毛と申候得ば、不レ至者の傳にては素り末毛の功もある間敷候。又傳地に至り候者之傳候は、末毛の功、大山にも可レ勝候。兎角事理符合いたし候様に、其程々に應じて可レ傳授一事肝要之事候。二九

「習」は教えなくても、稽古をしつかりと積みば自然と生じるものである。その時を逃さずに教えることである。「習」は人の思いもよらず、工夫鍛錬しても得難いことゆえに、秘密なのである。「習」を伝えてほしいと願われれば、「習」はもつとも至極なることゆえ、闇夜に燈の光を得たように、末期までも照り輝き、崇敬されるものとなる

う。「習」がこのように仕立てられたのは、先師の辛苦限りないところから出来たものである。

特に秘事は睡のようなものと言うことがあるけれども、奥義の段階にたどりつかない者にとっては伝えられたとしてもその功績にあずかることはない。奥義の段階にたどり着いた者にとって伝えられたとすれば、その功績は睡とはいえ大山にも勝るだろう。

ともかく、技と理合いが合致するように、その時々に応じて伝授していくことが肝要である。

三、門弟の心得を読む

三―一、門弟之心得之事

本章では、門弟の心得として描かれている項を読みながら、教育・指導する留意点を見出していく。当然のことながら、師は、自分自身が稽古者であった経験を持っているのだから門弟の心得として描かれた内容は師自身もわきまえていることである。そうであればこそ、稽古者の状況がしっかりと把握でき、適材適所、時機を逃さずに教え、導けるのである。

『免兵法之記』は、先述したように「師之心得之事」から始まっているが、それに続く項がこれから読み解く「門弟之心得之事」となっている。師の心得と門弟の心得が対になることで、教育・指導していく者にとって重要な事柄がより明確に示されていると思われる。

武藝を致ス稽古者可キ心得事。第一、流儀を重んじ、師を崇ひ、高弟を敬、末弟を教導し、師命は申スにおよばず、高弟の差図をも真実に守り、致シ不レ覺所をば、教に随て昼夜探練し、問がたきといへ共、十度百度にても不審なる所は時々相尋、少も内心に疑ひ無様に心懸、我致得ざる所ならば、はるかの末弟にも謹而可ニ申談ス候。(三十一)

武芸を稽古するものが心得るべきことの第一は、流儀を重んじ、師を崇め、高弟を敬い、末弟を教え導くことである。また、師命は言うにおよばず、高弟の指図をも真実に守ることも大事である。さらに、覚えにくいところは、教えに従つて昼夜間わず探練（鍛錬）し、質問しにくいなどと言わずに十度、百度と不審なところについてはその時々尋ね、少しも心の内に疑いの無くなるように心掛けなければならない。自分の上手くできない所ならば、末弟には誤りや軽はずみなことをしないように慎重に事をなし、伝えるようにしなければならない。

素り武術致ス稽古儀は、人に見せ度故致ス修行にては無レ之、専ら忠義を存し己が嗜に致事に候得ば、稽古の節何程打たれ候共、少も厭事なく、譬は己うたれ候共、相手を無理に打返すなど、申様なる我意有レ之候而は、決而難レ致シ勝達ニ事候之条、我意、我慢、作意なく、一切なす事いふ事、其身の行ひ直なる事を専ラ可キ心懸シ事肝要候。是レ兵法致ス稽古ニ者思ひ入の根本候。万一此旨を心得違候而は、何程致ス稽古ニ候而も致ス通達ニ間敷、却而其身の害には成候共、己が身を守る備には成がたく、甚大切成事に候条、いさ、かも邪の心なく、私をはなれ、賊心を切斷する修行專一に可キ心懸ニ事。(三十二)

言うまでもなく、武術を稽古する意味は、人に見せるために修行するのではなく、専ら忠義を尽くす自分の嗜み

のために修行するのだから、稽古の際に打たれようとも、少しも嫌なことではない。例えば、自分が打たれたからといって、相手に無理に打ち返すなどというような自分勝手な行いをしている、きつと上達することは難しくなるだろう。我意、我慢、作意などといった自分の思うまま勝手なことをすることなく、一切のすること言うこと、行いが素直になることを専ら心掛けるべきことこそ肝心である。

これは、兵法を稽古する者にとつての思い入れの根本である。万一、このことを心得違えるようであれば、どれほど稽古をしたとしても上達することはない、かえって自分にとつての害になることはあっても、身を守るための備えにはならないだろうから、大変重要なことである。少しも邪心なく、私心を持つことなく、賊心を切断する修行を専らとするよう心掛けるべきである。

三―二、稽古之次第之事

本項では、初心者段階から始まり、形を覚えた段階、試合ができるような段階、そして、心気が育つようになった段階へと四段階に分けて、稽古する心構え、ひるがえっては教育・指導上の留意点を説いている。稽古の段階としては『猫の妙術』において、技を磨く段階、気を練る段階、和する心を練る段階、自然体となる段階が説かれている^(三十一)

『猫の妙術』と比べると『免兵法之記』では、自然体となる段階が描かれていない。全体を見渡しても、心気については、改めて一項目挙げて解説を加えているが、自然体については特に触れられていない。『猫の妙術』は、老莊思想の啓蒙書的な『田舎荘子』に編まれているため、自然体について触れる思想的基盤を持つのに対し、『免兵法之

「記」は一貫して流儀の尊重と師の心得ならびに稽古内容について具体的に説くため自然体については触れていないのだから。心気が育ち、より高い段階に進めばおのずから無理は消え失せるものだと説いていることから、あえて自然体については語るべきものではないと考えているのかもしれない。

初重之稽古は、先以流義の建を守る心得專一候。おきふし歩行の数々、或ハ小哥乱舞を見聞に付ても、其流之意にかなひ候様專可懸心候。千里の行も一歩を發り候得ば、発端之念慮第一之事候。右之外は只何心なく、強弱にもわたらず、我平日の氣持にて致_ス稽古_一事よく候。三十三

初心者の稽古は、まずもつて流儀の原則として立てている方針を守る心得が第一である。日常生活での立ち居振る舞い、あるいは小唄乱舞を見聞するにつけても、その流儀にかなうように心掛けるべきである。どんなに遠く長い道のりであっても最初の一步から始まるのだから、初心、つまり始めるときの想いを大事にすべきである。その他は、ただ何心なく、強弱にもわたらず、普通の氣持ちで稽古をすればよい。

段々形遣覚候而は、師命に毛頭不_レ違、何卒師の像をも真似ならひ、縦半年一年も其業致_シ不_レ覚共、只一事斗りを師命の通り致届る心懸肝要候。尤、形ちの吟味余り強く候得ば、間には心氣屈る事有_レ之候。兎角像調ひ丸橋に懸り候位にては、専心氣の育様に致_ス稽古_一事要用候。三十四

だんだんと形を使い覚えてくる頃は、師の教えにわずかばかりも違わずに、ぜひとも師の像かたちを真似て倣い、たと

え半年一年もある技をし続けても覚えられないとしても、ただ一事ばかりを師の教えどおりにやり遂げる心がけが肝心である。とはいうものの、技を真似るためとはいえ、形がどうなっているかなどと吟味することがあまりに強すぎると、しまいには心気が挫けてしまうことがある。ともかく、像が調つてきて、丸橋という技ができる段階くらいまでは、専ら心気が育つように稽古することが肝心である。

形得と仕覚、勝負合に懸り、大体致し習候上にては、我不得手の事を第一に致「稽古」、像宜く仕習候様、辛苦辛勞可_レ致候。三十五

形をしっかりとし覚え、試合をするようになり、大体のことを習うようになったころには、自分の不得意のことを第一に稽古すること。そして像をし習うためにつらくとも苦勞をすべきである。

心氣育候上_三而は、稽古は鬼神も捕ひしく思入專一候。獅子一句すれば百獸懼伏する位可_レ然候。夫もかたち不_レ調、不得手の所を得と致し、不_レ覚内は決而不_レ宜候。不得手の所不_二「仕覚」、像不_レ調内は、心氣不_レ育義と可_二「心得」候。三十六

心氣が育ってきたころの稽古は、鬼神をも捕りひしくくらの気合を入れることが大事である。獅子がひとたび吼えると百獸が恐れおののきひれ伏すくらいの気合を入れるべきである。それでも、像が調わずに、不得意のところをしっかりと稽古しても覚ええられないうちは、気合を入れることは決して良いことではない。不得意のこ

ろをし覚えず、像が調わないうちは、心気育たないものと心得るべきである。

三―三、太刀恐れの記事

本項では、稽古者の恐れる心について、ゑずみ（おじけ）と臆病とに分けて説いている。題目としては、太刀恐れとなつてはいるが、太刀をもつて対峙する場面の記載はないため、稽古の階梯ごとの問題として読むことも可能だと思われる。というのも、『免兵法之記』が書かれたと思われる時期（文化・文政期以降）は、竹刀剣術が考案されてから百年余り後のこと^{三十七}であり、すでに各道場で竹刀と防具を用いた稽古方法が普及していたので、勝負の場は、竹刀によるものから木刀、さらに刃引きの刀、真剣と段階を踏んでいたと考えられるからである。

勝負合に懸り、必恐氣付事有^レ之候。是は其意味をも合点せぬ内に無理にせ、り、又は無法之事を致し候故生る物に候。依^レ之、其意味合、仕形得と合点行迄、ゑずみ付たる所斗りを半年も老年もひたと修練すべし。尤、直し方之義は、此通りと定置事は成がたく、其人により師之指揮有^レ之事に候得ば、書あらわしがたく候。併、事理得心すれば、恐氣は除物候。^{三十八}

勝負の場に立つとどうしても恐れる気持ちだが、思いがけずに起ることがある。これは、勝負の意味を合点しないであれこれと細かいことまで干渉する^{三十九}ため、または、道理にはずれたことをしているために生じるのである。したがって、勝負の意味合いや行うべき技の形など合点いくまで、ゑずみつくところばかりを半年も一年もひたす

らに修練すべきである。もっとも、直し方は、この通りであると定め置くことは難しい。というのもその人によって違うからであり、適宜師の指導にゆだねることになるので、書き表すことができない。とはいうものの、技と理合いを得心すれば、恐れる気は除くことができるものである。

又最初これなく、不斗おそれ氣付事有_レ之候。是を臆病と心得たる人も可_レ有_レ之候得共、恐氣と臆病とは違事候。剛臆は生付所に候。ゑずみといふ物は生れ付にては無_レ之、当分のつけ事にて候。依_レ之、臆病は難_レ治_メ、ゑずみは可_レ治_ム事候。但、師の取立によるべく、たとへば大剛之者も、鉄砲を放に、自然火おち致事有_レ之候。是を臆病といふべきや。然ば、劔術等にて、今迄無_レ之ゑずみ、稽古の中不斗俄かに出来候は、弥付事と可_二心得_一候。四十一

また、最初にはなかったのにふと恐れる気持ちがいけず起こることもある。これを臆病と思う人もあるけれども、この恐れる気持ちと臆病とは違う。剛氣と臆病は生まれつきのことである。しかし、ゑずみというものは生まれつきのことではなく、ある時に思いがけず起こることである。臆病は治しづらく、ゑずみは治せるものである。ただし、師の取立により違ってくる。例えば、大変剛氣な者でも鉄砲を放つ際に火を見て怖気づくことがあるけれども、これは臆病と言うべきである。したがって、劔術などで今までゑずみが無く稽古の中でふとした時に起きたのであれば、思いがけず起きたものであり臆病ではないと心得ておくべきである。

四、おわりに

本稿では、中学校保健体育における武道必修化がなされるなか、武道における教育・指導の在り方を問い質す論調が散見されるのを受け、学校教育において我が国固有の伝統文化である武道を扱うのなら、先人たちの残した言葉に耳を傾けてみよう、藤原敬信述の『免兵法之記』をテキストとして読み解いてきた。

ここで、あらためて藤原敬信の武道教育・指導における考えを概観してみたい。まず、師の姿勢として何よりも流儀を守ることを第一に説いていた。今回取り上げた十項目（テキスト全体としては二十項目）中五項目に渡りこのことは記載されていた。特に「師之心得之事」では中心的課題として述べられ、「作意之事」では流儀を穢すことにもなりかねないとして、自分勝手に型を改編し流儀を守らないことを忌み嫌い、師としてはあるまじき行為であることを示していた。また稽古者に対しても、「無理之事」では理にかなわないことを自分勝手に行うことを許さないように説いている。流儀をここまで大事に守ろうとしてきたのは、文化・文政期ごろまでには諸流派がここかしこで勃興しては凋落してもいた^{四十二}から、己がこれと信じて修行し傳承してきた者としての藤原敬信の意気を感じるところである。

さて、「作為之事」と「無理之事」で流儀を守る意に反して自分勝手なことをする者には、折檻を加えたり、骨髄に徹するほどに取り詰めたりせよと述べていることは、体罰問題も抱える現在の教育・指導を考えるには、眉をひそめたくなる文言ではある。ただ、『免兵法之記』は武家社会における教えであり、実戦から離れているとはいえず、生死を決する場に立つかもしれない緊張感をもった稽古であるから、ときには厳しく責めることがあったのは容易に想像できる。とはいえ、それを伝統的な叱咤激励としてそのままに、今の教育・指導の場に受け継ぐことはでき

ないだろう。

どのように叱るのが良いのか、その工夫は『免兵法之記』には記載されていない。むしろ、『免兵法之記』には、体罰とも取られかねない文言は、「折檻」と「骨髓に徹する程に取詰」の二つしか見いだせず、むしろ叱ることよりも、徳と義をもって正しき、善き道へと教え導くことの方が肝心であると説いているようだ。ほぼ全編を通して師は、稽古者の心身の状態、性格、力量、資質、稽古段階などを見極め、情況に適した内容を指示し、言葉をかけずるように述べている。さらに、師は、日常の立ち居振る舞いから模範となるように務めることを説く。このことは、今でも求められる教育者・指導者の資質であろう。少なくとも『免兵法之記』を読む限り、教え導く者にとって大事な資質は、時代を経ても変容していないようだ。

最後に、武道の概念に留意する必要があることを示しておきたい。筆者は、武術を武芸と武道、そしてBUDOとに分けて考察してきた^(四十二)。これらを簡潔に述べれば、江戸期以前に興隆し伝承されかつ土着性のある武芸、戦時中に日本の統一的組織により再創造された武道、そして戦後競技スポーツ化して再興されグローバル化して行くBUDOである。本稿では特にこの区別を用いずに、中学校保健体育で必修化した「武道」をそのまま使用してきた。

しかし、我が国固有の伝統文化としての「武道」とは何かという、根本的な概念の問い直しは必要であろう。特に、オリンピックを頂点とした競技スポーツとしての柔道界が揺れていることを勘案してみても、教育現場に求められている「伝統文化」とは何か、「伝統文化としての武道」とは何か、教育者・指導者はそれに対する答えを持つべきであろう。自分の立ち位置をはっきりさせなければ、稽古者と共に歩む道、教え導く正しき良き道も見失いかねない。教育者、指導者の熱い想いも、生徒や稽古者と同じ視野に立つて、懇切丁寧に教え導かなければ、空回り

してしまっただろう。そのことを『免兵法之記』は物語っている。

五、注および引用文献

- (一) 「学校管理下の柔道死亡事故全事例【事故発生年度…一九八三年度～二〇一〇年度（二十八年度）】」作成者、内田良 『学校リ
スク研究所』 <http://www.gscities.jp/trischool/blend/> 平成二十五年七月十五日参照。
- (二) 「武道憲章」『日本武道館』 <http://www.nipponbudokan.or.jp/shinkoujigyuu/kenshou.html> 平成二十五年七月十五日参照。
- (三) 『武道の名著』の編者である渡辺一郎によると、『免兵法之記』伝書中には、著述年代の記載がないけれども、記述内容や用
語から文化・文政期（一八〇四～二九年）以降に書き下されたとみられている。渡辺一郎編、『武道の名著』東京コピイ出版
部、一九七九年、七八頁。
- (四) 『武道の名著』東京コピイ出版部、一九七九年。
- (五) 編者の渡辺一郎も解題の中で次のように特筆している。「初歩より極意に至る各階梯、——中略——、それぞれの段階に応じて
起る問題を摘出しつつ、自己の修行体験に基づいて、稽古・修練・教授・指導の眼目を説述している。」（傍線強調、筆者）
『武道の名著』、七八頁。
- (六) 『武道の名著』、七九頁。
- (七) 『武道の名著』、七九頁。
- (八) 『武道の名著』、七九頁。
- (九) 『武道の名著』、八二頁。
- (十) 『武道の名著』、八二頁。
- (十一) 『武道の名著』、八二頁。
- (十二) 『武道の名著』、八三頁。
- (十三) 『武道の名著』、八三頁。

- (十四) 『武道の名著』、八三一―八四頁。
- (十五) 渡辺一郎の脚注によれば、「強みを致し抜けざれば」は、「つけた強みを抜く方法、すなわち力の配分、緩急の呼吸を会得しなければ」と解釈している。『武道の名著』、八四頁。
- (十六) 『武道の名著』、八五頁。
- (十七) 『武道の名著』、八五頁。
- (十八) 『武道の名著』、八五―八六頁。
- (十九) 『武道の名著』、八六頁。
- (二十) 『武道の名著』、八六頁。
- (二十一) 『関口流柔極意書』では、技の欠点を見立てて直す際には、「其人ノ身ブリヲ知、心ヲ知り直スト心得肝要ナリ」と述べている。『武道の名著』、二四六頁。
- (二十二) 『武道の名著』、八七―八八頁。
- (二十三) 『武道の名著』、八九頁。
- (二十四) 『武道の名著』、八九頁。
- (二十五) 『武道の名著』、八九頁。
- (二十六) 例えば、「作意之事」にある「縦ば師の教には爰はひかへよと習候得共」(『武道の名著』、八二頁)は、教えを習うという意味で用いられていた。
- (二十七) 『武道の名著』、二三頁。
- (二十八) 『武道の名著』、九二頁。
- (二十九) 『武道の名著』、九二頁。
- (三十) 『武道の名著』、七九頁。
- (三十一) 『武道の名著』、七九―八十頁。
- (三十二) 実は、『猫の妙術』では、もう一段階、「無物と帰す。神武にして不殺といふものなり」という位が述べられている。ただし、これは稽古の段階として示すというよりも、昔の伝え聞いた事柄として一つの理想論的なものともとれる記述となっているので、ここでは「自然体となる」までを、稽古の階梯として考えておく。ただし、武芸のみならず、「無」が理想的状态で

あることは確認しておかなければならない。『武道の名著』、十三頁。

(三十三) 『武道の名著』、八〇頁。

(三十四) 『武道の名著』、八〇頁。

(三十五) 『武道の名著』、八〇頁。

(三十六) 『武道の名著』、八〇―八二頁。

(三十七) 正徳年間(二七一―一七一五)に、直心影流の長沼四郎左衛門国郷が防具を開発し、竹刀で打突し合う打込み稽古法を確立した。

(三十八) 『武道の名著』、八三頁。

(三十九) 『武道の名著』、八三頁。

(四十) 『武道の名著』、八三頁。

(四十二) 例えば、十七世紀末の夕雲流も三代にわたり興隆したがその後途絶えてしまう。しかし、二代目の小出切一雲の著した『夕雲流剣術書』は、広く読み継がれ『免兵法之記』が記されたと考えられる文化・文政期ごろにも刊行されていたようである(『武道の名著』、五五頁)から、こうした流儀の栄枯盛衰を鑑みていたのだろう。

(四十二) 拙稿「武術への関心について」(『現代スポーツ評論 第20号』、創文企画、二〇〇九年)、21世紀スポーツ文化研究会シンポジウム発表「古武術の伝承について考える」(二〇一二年)、武漢体育大学武術学院研究会講演「日本の武術の歴史と起源について」(二〇一三年)など。これらの論考では武芸ではなく古武術という用語を用いてきた。しかし、古い武術として読めば、新しい武術という二項対立的感觉を呼び覚ますかもしれません、むしろ江戸期以前では武芸という表現のほうが、芸術・芸能へと武の考察の広がりを持てるので、古武術ではなく武芸を用いる。

六、その他の主な参考文献

沢庵宗彭著、池田諭翻訳、『不動智神妙録』、徳間書店、一九九〇年

中村民雄、『今、なぜ武道か ―文化と伝統を問う』、日本武道館、二〇〇七年

宮本武藏著、渡辺一郎校注、『五輪書』、岩波文庫、一九八五年
柳生宗矩著、渡辺一郎校注、『兵法家伝書』、岩波文庫、二〇〇三年
湯浅晃、『武道伝書を読む』、日本武道館、二〇〇二年